

○「治療と仕事の両立支援助成金」に関するQ & A（共通）

1 両立支援コーディネーターについて

問1-1 両立支援コーディネーター養成研修は事業主でも受講できるのですか。

答1-1 「治療と仕事の両立支援助成金」を活用いただく場合、両立支援コーディネーターは当該企業に雇用されている労働者に限定しています。ただし、本助成金の活用を予定していない場合、事業主が両立支援コーディネーター研修受講を申込みいただくことは可能です。

問1-2 両立支援コーディネーター養成研修の受講を希望していますが、どこに申込みばよいですか。

答1-2 両立支援コーディネーター養成研修については労働者健康安全機構が実施していますので、当機構のホームページ中、「両立支援コーディネーター研修について」で開催場所や日程等を確認のうえ、お申込みください。

問1-3 助成金の支給対象事業主と両立支援コーディネーターの間に雇用関係は必要ですか。

答1-3 「治療と仕事の両立支援助成金」の「環境整備コース」と「制度活用コース」ともに、雇用関係は必要です。

2 対象となる傷病について

問2-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病は何ですか。

答2-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病とは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病です。

3 「治療と仕事の両立支援助成金」の「環境整備コース」と「制度活用コース」の支給申請について

問3-1 制度活用コースを申請する予定がなくても、環境整備コースに申請することは可能ですか。

答3-1 制度活用コースを申請する予定の有無に関わらず、環境整備コースを申請いただくことは可能です。

問3-2 環境整備コースの支給を受けていなくても、制度活用コースに申請することは可能ですか。

答3-2 環境整備コースの支給の有無に関わらず、制度活用コースを申請いただくことは可能です。

○「治療と仕事の両立支援助成金」に関するQ & A（制度活用コース）

4 対象となる傷病について（制度活用コース）

問4-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病とは、メンタルヘルス疾患が含まれているのですか。

答4-1 本助成金の両立支援制度が対象とする労働者の傷病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病であり、両立支援プランを策定し、患者（労働者）に実際に適用した場合に申請いただきます。

5 制度活用計画について

問5-1 制度活用計画の提出前に対象労働者に両立支援制度を適用していた場合、申請できないのですか。

答5-1 支給要件を満たすのであれば助成金の対象となりますので申請できます。（制度活用計画提出前の適用の有無は申請要件ではありません。）

問5-2 「制度活用計画の提出日」から「両立支援プランの開始日」までの間に両立支援制度を適用させていた場合、申請できないのですか。

答5-2 早急に適用が必要な場合もあることから、両立支援プランの開始日前に適用していても差し支えありません。支給要件を満たすのであれば、助成金の支給対象となります。

問5-3 両立支援制度活用計画の提出時に、両立支援コーディネーターが配置されている必要はありますか。

答5-3 両立支援コーディネーターが対象事業場に配置されていることは、支給要件の一つになっていますので、配置されている必要があります。

問5-4 手引には1事業主当たり20万円とありますが、有期と無期の労働者それぞれに制度活用した場合、それぞれに支給申請できるのですか。

答5-4 それぞれ申請いただくことは可能です。

問5-5 「両立支援制度活用計画」と「両立支援プラン」の違いは何ですか。

答5-5 「両立支援制度活用計画」とは、制度活用コースの助成金支給を希望する事業主の方に提出していただく様式第2号を指し、「両立支援プラン」とは、労働者（患者）に実際に適用する具体的な就業上の措置や配慮の内容及び勤務時間等についてまとめたものを指します。

問5-6 「両立支援プランの期間」と「主治医意見書に記載の措置期間」の関係はどうですか。

答5-6 両立支援プラン作成日が主治医意見書に記載の措置期間に含まれている必要があります。

問5-7 両立支援プランの期間はどのくらいの期間ですか。

答5-7 両立支援プランの期間は特に規定していませんが、3か月以上が望ましいです。

問5-8 両立支援制度活用計画の期間はどのくらいの期間ですか。

答5-8 両立支援制度活用計画の期間は6か月以上1年以内でお願いします。

問5-9 両立支援コーディネーターを活用して両立支援プランを策定するとありますが、両立支援プランを策定する段階から、両立支援コーディネーターを活用することを要件としているのですか。

答5-9 両立支援プラン作成時のコーディネーターの関与は必須ではありません。何らかの形で両立支援コーディネーターを活用することができれば支給要件を満たすこととなります。

問5-10 反復継続して治療が必要となる傷病とは具体的はどのような傷病ですか。

答5-10 がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎など反復継続して治療が必要と医師が判断した傷病を指します。

問5-11 制度活用コースの対象労働者として、一般労働者以外に①法人の役員、②派遣労働者は含まれるのですか。

答5-11 ①法人の役員のうち代表権・業務執行権を有する役員は該当しません。②派遣労働者は派遣元事業所の対象労働者に含まれます。(派遣先事業所の対象労働者に含まれません。)

6 支給申請について

問6-1 治療と仕事の両立支援助成金の制度活用コースは、申請の要件を踏まえ、対象労働者(患者)に対して両立支援制度を適用した場合、申請することができるとありますが、申請する回数に制限はありますか。

答6-1 制度活用コースは事業者の申請に基づいて支給されますが、1事業者に対して、雇用期間に定めのある労働者と雇用期間に定めのない労働者、それぞれ将来にわたり1回限り支給されますので、事業者は最大2回まで申請できます。

(事業場ごとの申請ではないことに注意が必要です。)